



第1 防災・危機管理体制の充実

現状と課題

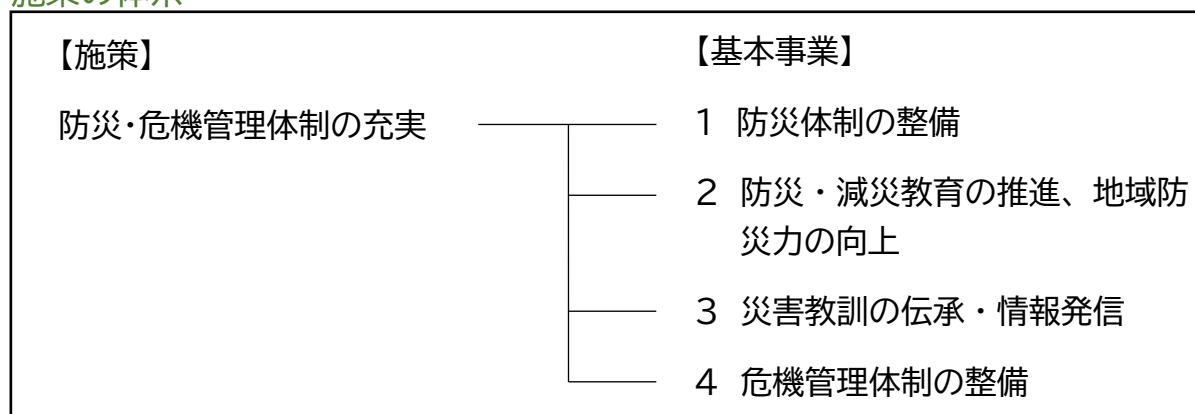
(現状)

- 本市はその地域特性から地震、津波、高潮、風水害、土砂災害などの多様な災害の危険性を有しています。
- 東日本大震災や「平成28年台風第10号」、「令和元年東日本台風」による被災の経験から、施設を整備するハード事業、円滑な避難方法、防災教育、災害教訓の伝承や情報発信などのソフト事業を組み合わせ、被害を最小限にしていくことが求められています。
- 市民を取り巻く社会環境の複雑多様化及び国際情勢の変化等に伴い、様々な分野において危機管理体制の必要性が高まっています。
- 本市の防災士認証登録者数は536人(2023(令和5)年度現在)です。

(課題)

- 大規模な地震や津波、台風等の災害による被害を軽減するため、防災基盤の整備や情報伝達体制の維持・拡充が必要です。
- 災害対策として、減災の考えに基づいたハードとソフト両面の手法を組み合わせた多重防災型まちづくりの推進が必要です。
- 災害の教訓を風化させることなく、後世に伝承していくことが必要です。
- 「自助」「共助」「公助」の有機的な連携による総合的な防災対策の充実が必要です。
- 防災士の活用とスキルアップが必要です。

施策の体系



施策の方向

- 防災基盤の整備や情報伝達体制の維持・拡充を図ります。
- 防災知識の普及や防災意識の醸成を図ります。
- 自主防災組織の育成強化や防災士の養成及び災害教訓の伝承などにより地域の防災力の向上を図ります。
- 災害発生時における被災者救援・救護体制を整備するとともに、「宮古市地域防災計画」及び「国民保護計画」に定める防災・危機管理体制を整備します。

【基本事業1】防災体制の整備 <SDGs⑪⑬⑰> [総合戦略1-ア]

- 災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するための防災活動拠点施設や的確かつ円滑な避難誘導を行うための誘導標識や避難路などを整備するとともに、適正な維持管理を図ります。
- 津波や高潮、土砂災害、河川や内水氾濫などの対策のための施設整備を関係機関と連携して進めます。
- 市民に対する迅速かつ正確な情報の提供のため、防災行政無線の効果的な運用や J-ALERT(全国瞬時警報システム)との連携、SNS の活用などの情報伝達手段を維持・拡充します。
- 津波監視や気象観測体制の充実とブロードバンド(高速・大容量のデータ通信)を利用した防災情報の高度化を関係機関と連携して進めます。

【基本事業2】防災・減災教育の推進、地域防災力の向上 <SDGs⑪⑬⑰>

[総合戦略1-ア]

- すべての世代において津波防災をはじめとする防災・減災の正しい知識を習得できるよう、幼稚園、保育所、小・中学校、高校、職場、地域、自主防災組織等と連携した学習会、研修会などを開催し、防災意識の普及、醸成と知識の向上を図ります。
- ハザードマップ、広報誌やホームページ等をとおして、防災知識の普及と情報発信による意識啓発を図ります。
- 市民一人ひとりが「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯意識を醸成し、町内会、自治会、事業所などを単位とした自主防災組織の結成を進めるとともに、その活動を支援し、育成と強化に取り組みます。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

○防災士の養成と活用、スキルアップを図ります。

○市が実施する総合防災訓練、津波避難訓練への市民参加を促進し、防災意識の高揚を図ります。

【基本事業3】災害教訓の伝承・情報発信 <SDGs④⑪⑬⑰> [総合戦略5-イ]

○災害の歴史から学び、記憶や経験を語り継ぎ、後世に伝承するため、津波遺構たろう観光ホテルのほか、災害資料アーカイブ、災害資料伝承館を整備することで、防災教育を推進します。

【基本事業4】危機管理体制の整備 <SDGs⑨⑪⑬⑰> [総合戦略1-ア]

○震災などの大規模災害による被災者の当面の生活に必要な食糧、飲料水などの生活必需品の備蓄を進めます。

○災害発生時における各種応急復旧活動について、関係機関、他自治体及び民間企業との協力体制(災害応援協定等)や、活動支援基盤の強化を図ります。

○災害や事故など不測の緊急事態の発生に際し、迅速かつ的確な対応ができる危機管理体制の充実を図ります。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①防災体制に対する市民満足度	41.6 点	43.6 点	60.0 点
基本事業1	②避難誘導標識整備数	—	150 基	180 基
	③情報発信ツールの充実	8 種類	10 種類	10 種類
基本事業2	④自主防災組織のカバー率	50.67%	60.85%	89.0%
	⑤防災士の人数	331 人	536 人	896 人
基本事業3	⑥災害資料アーカイブの閲覧数	—	34,191 件	36,292 件
	⑦学ぶ防災の来訪者数	18,894 人	14,010 人	14,710 人
基本事業4	⑧保存米等の備蓄率	—	100%	100%

【目標値の考え方】

- ①防災体制に対する市民満足度の3点/年の増加を目指すもの。
- ②避難誘導標識の5基/年 整備を目指すもの。
- ③多様な手段での情報発信機能を維持するもの。
- ④自主防災組織のカバー率を岩手県の平均レベルまで高めるもの。
- ⑤防災士資格取得者の60人/年 増加を目指すもの。
- ⑥年間閲覧数を前年度閲覧数より1%増加を目指すもの。
- ⑦「学ぶ防災」の来訪者の5%増加を目指すもの。
- ⑧備蓄保存期限等により順次備蓄品の更新が必要であることから、その必要数量の維持を目指すもの。



第2 消防・救急の充実

現状と課題

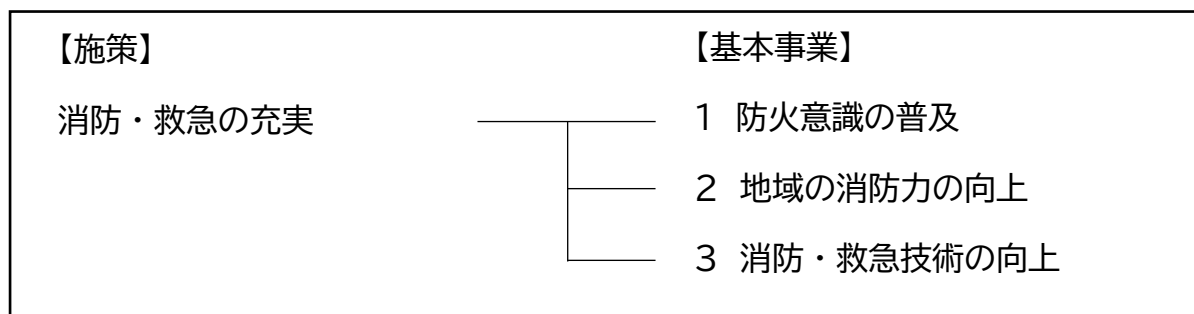
(現状)

- 本市における火災の発生状況は、建物火災が多くそれに占める住宅火災の割合が高くなっています。
- 火災の発生原因別にみると失火によるものが依然として高い割合を占めています。
- 本市における消防団員数は年々減少しており、危機的状況にあります。
- 本市における救急出動件数は、健康寿命の延伸や市民意識の変化等に伴い減少しています。

(課題)

- 火災の予防は一人ひとりの防火意識によるところが大きく、こうした市民意識の高揚とともに、住宅防火対策の推進が必要です。
- 地域防災の主体である消防団は、団員の減少、高齢化及び就業形態の変化などに対応するための活性化が必要です。
- 救急業務は多様化・複雑化してきています。救命率の向上を図るため救命技術を向上させ救命の連鎖を構築することが必要です。

施策の体系



施策の方向

○火災予防対策の強化を進めます。

○火災などの消防対応事案に迅速に対応できるよう消防施設等の整備や消防技術の向上、消防体制の拡充など消防力の強化を図ります。

【基本事業1】防火意識の普及 <SDGs⑪⑰> [総合戦略1-ア]

○火災を防止するため、事業所や家庭における防火意識の高揚を図るとともに、消火器や住宅用火災警報器などの普及啓発を図ります。

【基本事業2】地域の消防力の向上 <SDGs⑪⑰> [総合戦略1-ア]

○消防屯所の維持、消防水利の整備と消防設備の更新と改善を図ります。

○消防団の充実強化のため、団員の処遇改善や地域住民、被雇用者、女性に参加しやすい活動環境の整備を進めるとともに、地域住民、事業所の消防団活動への理解促進などにより団員の確保を図ります。

○講習や訓練などを通じて団員の技術の向上を図ります。

【基本事業3】消防・救急技術の向上 <SDGs④⑪⑰> [総合戦略1-ア]

○消防・救急の充実を図り、体制を維持します。

○多様化・複雑化する救急業務に対応し、救命率向上を図るための市民による応急手当の充実等の施策を支援し、救命の連鎖の構築を図ります。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①火災に対する消防体制(満足度)	57.9 点	55.8 点	60 点
	②出火率	2.6%	3.4%	1.6%
基本事業1	③住宅用火災警報器設置率	82%	75.3%	90%
基本事業2	④消防団員数	1,152 人	933 人	1,200 人
	⑤消防水利の充足率	82.8%	84.1%	85%
基本事業3	⑥救急講習実施回数	49 回	72 回	72 回

【目標値の考え方】

- ①活動内容等を見直しながら前期基本計画の目標値を目指すもの。
- ②過去最低の出火率維持を目指すもの(2021(令和3)年/1.6 件)。
- ③住宅用火災警報器の設置率を全世帯の 9 割まで高めるもの。※調査方法／無作為抽出(約 100 件)
- ④条例定数の 1,200 人を目標値とするもの。
- ⑤老朽化した消防水利の更新を実施し、耐震化及び適正化を図るため目標値を 85%に据え置くもの。
- ⑥過去実績の最大値を目標値に設定し、市民と一体となった救急体制を構築するもの。

第3 交通安全の推進

現状と課題

(現状)

- 道路交通を取り巻く状況は、社会経済情勢の動向に伴い、複雑に変化しています。「三陸沿岸道路」及び「宮古盛岡横断道路」の新たな高速交通ネットワークが形成されるなど、大きく変化しています。本市の特徴として、高齢者人口の増加や、広い市域により車依存の傾向が影響し、少子化により免許保有者数が減少する中、高齢者の運転免許保有者数は毎年増加しており、高齢者が関わる交通事故件数は増えている状況から、高齢者の安全確保は一層重要となっています。
- 市内における人身事故発生件数は減少傾向でしたが、2022(令和4)年度から毎年交通死亡事故が発生しています。誰一人、交通事故に遭わない、交通事故を起こさないよう、市民一人一人が日頃から交通安全を実践していく必要があります。
- 児童・生徒及び高齢者への交通安全教室は、2020(令和2)年度以降はコロナ禍の影響で参加者数が少ない状況でしたが、今後も定期的に交通安全教育や啓発活動を継続的にを行い、市民の交通安全意識の醸成を図り、不注意による事故の発生を防ぐ事業を展開する必要があります。

(課題)

- 交通事故そのものの減少や交通事故死傷者数の減少を目指し、関係機関・団体と市民が一体となって各般の交通安全対策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。
- 高齢者が関わる交通事故防止のため、高齢者の身体特性に応じた交通安全指導が必要です。
- 歩行者や自転車の安全確保のため、横断歩道やカーブミラー等の交通安全施設の充実が必要です。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
交通安全の推進	1 交通安全意識の普及・啓発 2 交通安全施設の充実



第3章 安全で快適な生活環境づくり

施策の方向

- 市民の交通安全意識を高めるため、関係機関・交通安全団体と連携し、交通安全教育や啓発活動の推進を図ります。
- 高齢者が関わる人身事故件数を減らすため、関係機関・交通安全団体と連携し、高齢者の交通事故実態を踏まえた交通事故防止に取り組みます。
- 安全な交通環境を確保するため、交通安全施設の充実を図ります。

【基本事業1】交通安全意識の普及・啓発 <<SDGs③⑪⑯>> [総合戦略1-ア]

- 歩行者や自転車利用者、ドライバーに対し、街頭での交通安全指導を実施し、交通安全意識の普及・啓発を図ります。
- 関係機関・学校との連携により、交通安全教室を開催し、歩行者としての自覚と交通マナー、自転車の安全利用を身に付けるよう、交通安全意識の普及・啓発を図ります。
- 高齢ドライバーの身体機能、認識能力の理解を進め、その特性に応じた体験型の交通安全指導、高齢者世帯訪問事業等の活動により、高齢者の交通事故防止に取り組みます。

【基本事業2】交通安全施設の充実 <<SDGs③⑪⑯>> [総合戦略1-ア]

- 地域から要望のあった危険箇所等の改善について、警察署、道路管理者等の関係機関と一堂に会し、交通安全施設の点検を行い、危険箇所等への交通安全施設の充実を図ります。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①人身事故発生件数	52 件	45 件	39 件
基本事業1	②交通安全教室参加人数(児童・生徒)	2,898 人	2,551 人	2,026 人
	③交通安全教室参加人数(高齢者)	275 人	82 人	313 人
基本事業2	④交通安全施設の点検回数	1 回	1 回	1 回

【目標値の考え方】

- ①2023(令和5)年度の現状値を起点とし、前年度の数値を下回る数値として段階的に設定したもの。
- ②一定の参加者数を確保するため、2019(令和元)年度以降、参加率が一番高い2023(令和5)年度の参加率70.51%を基準とし、人口減少を考慮して算定したもの。
- ③2018(平成30)年度の参考値を上回る数値としたもの(コロナ禍前の数値を上回る)。
- ④地域から要望のあった危険箇所等への交通安全施設の点検回数を指標としている。点検は、市内の要望箇所をとりまとめ、一度に全ての該当箇所の点検を行っているため、年1回の目標値としたもの。



第4 防犯体制の充実

現状と課題

(現状)

- 犯罪発生件数が減少していますが、高齢者を狙った特殊詐欺などの通報は依然として多く、年々手口が巧妙化かつ多様化しているため、常に最新の犯罪被害防止に関する情報発信が必要です。
- 各地域の防犯協会は市、警察などの関係機関団体等と連携を図りながら、効果的な地域安全活動を推進し、地域住民の防犯意識を高め、犯罪のない安全で安心して暮らせる環境づくりに取り組んでいます。
- 関係機関や地域と連携した、インターネット利用マナー啓発、朝の挨拶・声掛け運動及び街頭巡回を市内各所で継続的に実施しています。

(課題)

- 高齢者を狙った特殊詐欺などに対して、警察、地域の防犯協会、関係機関等と連携するなど、犯罪の抑止に向けた取り組みを継続する必要があります。
- 各地域で防犯活動を行う防犯協会等は、運営者の高齢化などにより、組織の弱体化や、活動を休止する団体が増える傾向がみられます。
- 少年犯罪は減少していますが、コロナ禍以降、外出する機会が減り、インターネットを利用したトラブル等の発生が危惧され、青少年の安全・安心なインターネット利用啓発が必要です。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
防犯体制の充実	1 防犯意識の普及・啓発 2 少年犯罪の防止

施策の方向

- 関係機関・防犯団体と連携し、市民の防犯意識の普及・啓発、情報共有を図り、犯罪の抑止に向けた取り組みを継続します。
- 関係機関や地域と連携した、インターネット利用マナーの啓発、朝の挨拶・声掛け運動及び街頭巡回を市内各所で継続的に実施します。

【基本事業1】防犯意識の普及・啓発 <<SDGs①⑥⑦>> [総合戦略1-ア]

- 関係機関・防犯協会連合会との連携により、地域防犯教室、暴力追放などに係る研修会等を実施し、防犯・再犯防止意識の普及・啓発を図ります。
- 防犯協会連合会等の活動を支援し、市民の防犯意識を高めます。

【基本事業2】少年犯罪の防止 <<SDGs④⑥⑦>> [総合戦略1-ア]

- 関係機関・団体や、家庭・学校・地域と連携し、挨拶運動街頭指導、広報活動など、少年犯罪の防止に取り組めます。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①市内刑法犯認知件数	122 件	82 件	76 件
基本事業1	②地域防犯協会団体数	108 団体	112 団体	118 団体
基本事業2	③市内非行少年の検挙・補導件数	16 件	1 件	0 件

【目標値の考え方】

- ①2023(令和5)年度での数値を基準とし、年1件以上の減少を目指すもの。
- ②市内の地域安全意識の向上を図るため、2023(令和5)年度での数値を基準とし、年1団体以上の増加を目指すもの。
- ③刑法に反する行為をした市内少年の検挙・補導件数0件を目指すもの。



第5 市民相談の充実

現状と課題

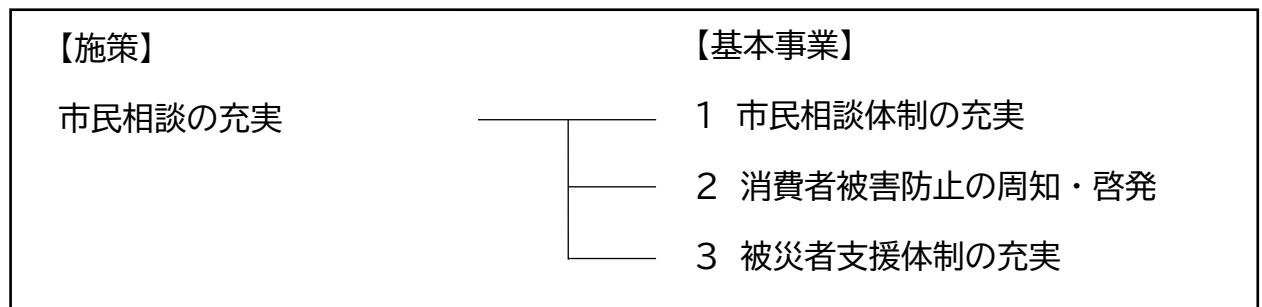
（現状）

- 市民相談室、消費生活センターに寄せられる相談は、家庭問題や消費者トラブル、市への要望苦情等、多岐にわたっています。
- 事業者との消費者トラブルは、年々複雑・多様化しており、新手の架空請求等悪質商法は後を絶たず、巧妙化しています。
- 相談内容によっては、関係部署をはじめ、専門機関・法律専門家の助言が必要となる場合があります。

（課題）

- 相談者の現状を的確に把握し、適切な助言・あっせん等を行うためには、相談体制の充実が必要です。
- 消費者被害防止のため、啓発活動など積極的な取り組みが必要です。

施策の体系



施策の方向

- 消費生活相談員の資質向上等相談体制の充実を図り、生活相談や消費者トラブルの被害回復に適切な助言・あっせん等を行います。
- 必要に応じて関係部署・専門機関や弁護士等専門家と連携を取りながら、問題解決を図ります。
- 消費者被害防止の知識を得ることができるよう、啓発活動に取り組みます。

【基本事業1】市民相談体制の充実 <SDGs⑫⑯⑰> [総合戦略1-ア]

- 複雑多岐にわたる相談に対応するため、消費生活相談員等の資質向上を図ります。
- 相談内容を的確に把握し、関係部署、専門機関、法律専門家へ繋げ、解決を支援します。

【基本事業2】消費者被害防止の周知・啓発 <SDGs⑫⑯⑰> [総合戦略1-ア]

- 広報、ホームページ等で各種相談日程や悩み事の相談事例などを紹介し、相談窓口の利用促進を図ります。
- 市民を対象とした出前講座を開催するとともに、チラシやパンフレット配布により、消費者被害の未然防止を中心とした啓発活動を行います。
- 国民生活センター等からの情報を活用し広報を行います。

【基本事業3】被災者支援体制の充実 <SDGs⑪⑬⑰> [総合戦略1-ア]

- 被災者が抱える課題の解決に向けて、相談を受け付けし、必要な支援を行います。
- 関係機関との連携を図りながら、被災者のコミュニティ形成を支援します。
- 激甚化する災害に対応できる、被災者支援体制の整備に取り組みます。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①市民相談件数	549 件	500 件	500 件
基本事業1	②相談員の研修回数	20 回	36 回	36 回
基本事業2	③啓発活動回数(出前講座、街頭啓発及び市広報、ホームページ等)	12 回	10 回	18 回
基本事業3	④被災者相談件数	105 件	6 件	0 件

【目標値の考え方】

- ①消費者トラブルは増加傾向にあるが、人口減少を考慮し、2023(令和5)年度現状値を目標値としたもの。
- ②相談員の資質向上を目的とした各種研修会への参加については、目標を超える受講ができていることから、引き続き相談員の資質向上を図るため、2023(令和5)年度現状値を目標値とするもの。
- ③出前講座及び街頭啓発活動等により、相談しやすい環境をつくる。後期計画では市広報、ホームページ及び SNS 等を活用した情報発信の拡充を図り、消費者被害防止につなげるもの。
- ④住まいに関する相談や、暮らしの不安に関する相談等被災に関する相談を受け、支援・解決を目指すもの。

第6 住環境の整備

現状と課題

(現状)

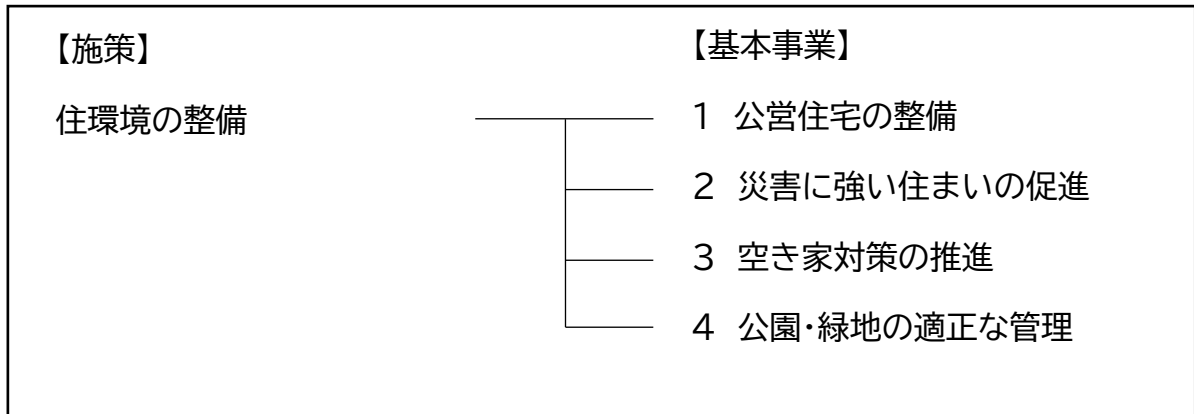
- 市営住宅は市内に44団地1,497戸(うち、災害公営住宅は18団地563戸)が整備されており、入居率は70.9%(うち、災害住宅入居率は91.7%)となっています。
- 本市の世帯数に対する市営住宅管理戸数の割合を見ると6.63%となっており、本市を除く県内13市平均の2.49%を大きく上回っています。
- 災害公営住宅を除く市営住宅は934戸中410戸が耐用年数を経過しており、老朽化が進んでいます。
- 2018(平成30)年の住宅・土地統計調査の結果によると、市内には約17,960棟の木造住宅があり、うち耐震性を有する住宅は14,160棟あまりで、耐震化率は約78.8%となっています。
- 住宅・土地統計調査の結果によると、空き家は2013(平成25)年の3,300戸(13.0%)から2018(平成30)年の3,650戸(14.3%)と、戸数、空き家率ともに増加しています。
- 公園や緑地は、市民の憩いの場として活用されています。

(課題)

- 今後の人口減少に伴う市営住宅需要の減少や施設の老朽化を踏まえ、管理戸数の適正化と良好な市営住宅ストックの維持を図る必要があります。
- 1981(昭和56)年以前の耐震基準で建築され、耐震性に不安のある木造住宅が3,800棟あまりあることから、市民の生命、財産を地震から守るため、住宅の耐震化に対する意識を啓発するとともに、住宅の耐震改修工事を支援し、耐震化率の向上を図る必要があります。
- 空き家が管理不全の状態とならないよう適切な管理を促進するとともに、有益な資産として利活用を促進する必要があります。
- 公園や緑地は、子どもから高齢者まで誰もが安全で快適に利用できる場とすることが必要です。



施策の体系



施策の方向

- 管理戸数の適正化と良好な市営住宅のストック形成に向けた整備・改修・統廃合を行います。
- 公営住宅に対する多様な需要に対応するため「地域対応活用^{※1}」等の制度を利用し、ストックの有効活用を図ります。
- 市民の生命・財産を守るため、耐震化への意識啓発、耐震改修工事を推進します。
- 空き家の所有者等による適正管理を促進します。
- 空き家の利活用を促進します。
- 公園・緑地の適正な計画・管理を行います。

【基本事業1】公営住宅の整備 <SDGs⑪> [総合戦略1-ア]

- 公営住宅の計画的な改修や建替え、統廃合を行います。

【基本事業2】災害に強い住まいの促進 <SDGs⑪⑰> [総合戦略1-ア]

- 木造住宅耐震診断及び耐震改修工事を行う者に補助金を交付します。

^{※1} 地域対応活用

本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲内で、国の承認を得て、地域の実情に応じて住宅に困窮する者に使用を許可する制度。

【基本事業3】空き家対策の推進 <SDGs⑪⑰> [総合戦略1-ア]

○空き家の所有者等による適正な管理及び空き家の利活用を促進するため、支援体制の充実に努めます。

【基本事業4】公園・緑地の適正な管理 <SDGs⑪⑰> [総合戦略1-ア]

○公園施設のバリアフリー化を推進し、安全、快適に利用できるよう維持管理を行います。

○「宮古市公園施設長寿命化計画」に基づき、予防保全型管理を行うことにより、公園施設の適切な維持管理を図ります。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施 策	①「年をとっても安心して住める住まい」の満足度	39.6 点	31.3 点	40.0 点
基本事業1	②公営住宅の入居率(地域対応活用による入居者を含む)	60.3%	70.9%	80.0%
基本事業2	③住宅耐震化率	66.3%	78.8%	90.0%
基本事業3	④空家バンク成約件数(単年度)	—	14 件	23 件
	⑤空家等利活用補助金(解体撤去)交付件数(単年度)	—	24 件	30 件
	⑥空家等利活用補助金(取得及びリフォーム)交付件数(単年度)	—	1 件	8 件
基本事業4	⑦公園トイレのバリアフリー化率(全体で34ヵ所)	70.6%	76.5%	82.4%
	⑧健全度C判定以下の遊具数	132 基	117 基	38 基



【目標値の考え方】

- ①満足度が下降傾向にあることから、2023(令和5)年度市民意識調査結果「基盤整備分野」の平均点(39.5点)以上に高めることを目標とするもの。
- ②計画的な改修、統廃合等により入居率を10ポイント上昇させることを目指すもの。
- ③「第3期岩手県耐震改修促進計画」に準じて、耐震化率90%を目指すもの。
- ④2023(令和5)年度登録件数24件、成約件数14件の実績から2029(令和11)年度登録目標件数40件とし、成約件数の目標を設定したもの。
- ⑤2023(令和5)年度実績値より年間目標を30件に設定したもの。
- ⑥2023(令和5)年度実績値からの増加を目指し、取得4件、リフォーム4件を目標値に設定したもの。
- ⑦公園トイレのバリアフリー化は、3年間で1箇所の整備計画(1年目:実施箇所選定、2年目:実施設計、3年目:工事施行)。計画通り整備した場合のバリアフリー化率を設定したもの。
- ⑧健全度判定C以下の遊具について、「宮古市公園施設長寿命化計画」に基づき更新するもの。

第7 安全・安心な水の供給

現状と課題

(現状)

- 市の水道は、1952(昭和 27)年の給水開始から70年以上が経ち、水道施設が老朽化しています。
- 安全で安心な水を安定的に供給するためには、水道管や浄水場などの水道施設を、計画的に耐震化・維持管理する必要があります。
- 人口減少による水道料金の減収や、施設更新費用の増大により、経営が厳しくなっています。
- 水質検査を直営で行い、飲用水としての安全性を確認しています。

(課題)

- 安定した水を供給するためには、老朽化した水道管や浄水場などの耐震化や更新が必要です。
- 施設のダウンサイジング^{※1}等により、維持費用の縮減が必要です。
- 集中監視システムの改良・更新などによる機能強化が必要です。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
安全・安心な水の供給	1 水道の整備・更新

※1 ダウンサイジング

施設能力の余剰分を統廃合すること。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

施策の方向

○水道管や浄水場などの水道施設について、耐震化や更新を計画的に進める必要があります。

○施設のダウンサイジングや、集中監視システムの改良・更新などにより機能強化し、維持管理費の縮減に努める必要があります。

【基本事業1】水道の整備・更新 ≪SDGs⑥⑨⑪≫ [総合戦略1-ア]

○老朽化した水道施設の計画的な更新を進め、安定した水の供給を図ります。

○「災害に強い水道」を実現するため、水道施設の耐震化、防災化を進めます。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施策	各基本事業の指標	—	—	—
基本事業1	①管路更新率※2	1.2%	0.1%	1.0%
	②管路の耐震化率	12.3%	14.4%	18.0%
	③有収率※3	79.1%	78.3%	84.0%

【目標値の考え方】

①老朽化した水道管を計画的に更新し、管路の更新率を高めるもの。

②老朽化した水道管を計画的に更新し、管路の耐震化率を高めるもの。

③老朽化した水道管を計画的に更新し、有収率を高めるもの。

※2 管路更新率

水道管の全延長に対する当該年度に更新した管路の延長の割合。単年度ごとの指標。

※3 有収率

総配水量に対する料金収入の対象となる水量の割合。

第8 下水道環境の向上

現状と課題

(現状)

- 公共下水道は、1988(昭和 63)年の供用開始から 35年以上経過し、下水道施設の老朽化が始まっています。
- 集落排水施設(墓目地区農業集落排水施設、千鷲・石浜地区漁業集落排水施設)の整備が完了し、水洗化の促進を図っています。
- 公共下水道、集落排水施設の整備区域以外においては、市営浄化槽の整備を進めています。
- 「平成28年台風第10号」、「令和元年東日本台風」等により、一部の地域で浸水被害が発生しました。

(課題)

- 老朽化が進んでいる公共下水道、集落排水施設の修繕、更新が必要です。
- 公共下水道等の整備区域外では、浄化槽の設置促進が必要です。
- 公共用水域の水質を保全し、衛生的な水環境とするため、水洗化率の向上を図る必要があります。
- 公共下水道区域内の雨水浸水対策を進める必要があります。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
下水道環境の向上	1 公共下水道、集落排水処理施設の整備・更新 2 浄化槽の整備 3 水洗化の促進 4 雨水浸水対策の推進



第3章 安全で快適な生活環境づくり

施策の方向

- 公共下水道、集落排水施設の老朽化した設備等の修繕、更新を行います。
- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外において、浄化槽の設置を促進します。
- 下水道事業において、水洗化率の向上を図ります。
- 雨水浸水対策として、雨水排水施設の整備を進めます。

【基本事業1】公共下水道、集落排水処理施設の整備・更新 <<SDGs⑥⑨⑪>>

[総合戦略1-ア]

- 処理場、ポンプ場等の維持管理により、老朽化の状況を把握し、機械設備・電気設備等の修繕・更新を計画的に行います。

【基本事業2】浄化槽の整備 <<SDGs⑥⑪>> [総合戦略1-ア]

- 公共下水道、集落排水施設の整備区域外での浄化槽の設置を促進します。

【基本事業3】水洗化の促進 <<SDGs⑥⑪>> [総合戦略1-ア]

- 衛生的な生活環境の向上のため、公共下水道、集落排水区域の水洗化を促進します。

【基本事業4】雨水浸水対策の推進 <<SDGs⑥⑨⑪⑬>> [総合戦略1-ア]

- 雨水浸水対策として、雨水ポンプ場の整備を進めます。

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施策	各基本事業の指標	—	—	—
基本事業1	①機械設備、電気設備の更新率	12.3%	37.9%	65.0%
基本事業2	②浄化槽設置率	25.3%	30.0%	35.0%
基本事業3	③水洗化率(公共下水道、集落排水)	88.4%	91.4%	95.0%
基本事業4	④雨水ポンプ場の整備数	1カ所	3カ所	4カ所

【目標値の考え方】

- ①ストックマネジメント計画に基づいて、機械設備・電気設備の更新を図るもの。
- ②浄化槽の整備を促進し、浄化槽設置の増加を目指すもの。
- ③水洗化人口割合の増加を目指すもの(2018(平成30)年～2023(令和5)年の水洗化率の伸びから予測)。
- ④雨水ポンプ場の整備数(累計)とするもの。



第9 快適に暮らせる環境づくり

現状と課題

(現状)

- 資源の浪費、環境破壊を防止するため、廃棄物の減量化・資源化が求められていますが、市民一人あたりのごみ排出量は県内市町村の中でも高い割合で推移しており、リサイクル率は県内平均を下回っています。
- 減少傾向はみられるものの公共の場や他人の土地にごみを捨てる不法投棄が後を絶たない状況となっています。
- 大気、河川や海域などの環境は概ね良好に保たれています。
- 開発事業等の増加や海洋プラスチックなどの海岸漂着物により、生態系を含めた自然環境への影響が懸念されています。
- 自然を活かした体験活動への参加は増加傾向にありますが、市民意識調査による自然環境に対する満足度は減少傾向にあります。

(課題)

- ごみの減量化・資源化を進めるためには、市民意識の向上を図ることが重要であり、併せてリサイクル率の向上を推進する取り組みが必要です。
- 不法投棄の防止に向け、廃棄物の適正処理に対する意識啓発が必要です。
- 大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭などの公害を防止し、身近な生活環境を良好に維持する必要があります。
- 開発事業等による自然環境への影響を抑制する必要があります。
- 森・川・海の豊かな自然環境を今後も保全していくため、市民への環境保全意識の啓発が必要です。

施策の体系

【施策】	【基本事業】
快適に暮らせる環境づくり	1 ごみの減量化・資源化と適正処理の推進
	2 生活環境の保全
	3 自然環境の保全

施策の方向

- 4R[リフューズ(発生回避)、リデュース(減量化)、リユース(再使用)、リサイクル(再利用)]の取り組みを促進します。
- 資源集団回収への支援等を行い、ごみの分別、適正処理を推進します。
- 廃棄物の適正処理や不法投棄行為への啓発、監視体制の強化を図ります。
- 公害防止の取組を進め、環境衛生の充実を図ります。
- 本市の貴重な財産である森林や河川、海岸などの自然環境の調査を行い、その維持・保全を図ります。
- 市民への環境保全意識の啓発並びに保護活動を推進します。

【基本事業1】ごみの減量化・資源化と適正処理の推進 <SDGs⑦⑨⑪⑫⑭⑰> [総合戦略1-ア]

- 4R(リフューズ・リデュース・リユース・リサイクル)の取り組みを推進するとともに、きれいなまち推進員による監視巡回指導を強化し、市民の廃棄物の適正処理に対する意識啓発を図ります。

【基本事業2】生活環境の保全 <SDGs⑥⑪⑰> [総合戦略1-ア]

- 生活環境に影響を及ぼす事業活動に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭等の発生を防止するため、事業者との公害防止協定に基づく監視を行います。

【基本事業3】自然環境の保全 <SDGs②⑬⑭⑮⑰> [総合戦略1-ア]

- 本市の貴重な自然環境の調査を行い、その維持・保全を図ります。自然観察会の開催や自然を活かした体験活動などの実施により、市民の環境保全意識の啓発を図ります。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施策	①生活環境に対する市民満足度	66.9 点	63.0 点	68.0 点
	②廃棄物の最終処分量	2,125 t	2,330 t	1,480 t
基本事業1	③一人1日あたりのごみ排出量	1,098 g	1,002 g	986 g
	④一般廃棄物のリサイクル率	12.6%	11.5%	16.8%
	⑤不法投棄回収件数	30 件	16 件	15 件
基本事業2	⑥騒音、悪臭等に対する苦情件数	24 件	18 件	18 件
基本事業3	⑦自然環境に対する市民満足度	67.0 点	65.0 点	67.0 点
	⑧自然観察会等参加者数	1,705 人	2,158 人	2,500 人

【目標値の考え方】

- ①前期計画の目標値(2024(令和6)年度:68.0点)を計上したもの。
- ②2022(令和4)年度の県内一人あたりの年間最終処分量 30.7kg を目標設定とし、人口換算にて1,480tを目標とするもの。
- ③東日本大震災前の時点での数値である 986g以下を目標とするもの。
- ④宮古市のリサイクル率は県内市町村の中でも下位に位置していることから、2022(令和4)年度の県平均である 16.8%を目標値とするもの。
- ⑤2021(令和3)年度から年間20件の目標を達成していることから、新たに年間15件を目標とするもの。
- ⑥苦情件数は年度により数値が大きく変化するが、現状の数値に抑えることを目指すもの。
- ⑦自然環境に対する市民満足度は低下傾向にあることから、2018(平成30)年度の水準まで高めることを目指すもの。
- ⑧現状値から約 15%増の 2,500 人を目指すもの。

関連計画

環境基本計画

第10 地域脱炭素の実現

現状と課題

(現状)

- 本市のCO₂排出量は36万5千t-CO₂です。 出典:環境省「自治体排出量カルテ」(2022(令和3年度))
- 本市の日照時間は2,056時間/年であり、県内の都市(内陸部や沿岸南部)と比較して多くなっています。 出典:気象庁 2023(令和5)年値
- 再生可能エネルギーゾーニング^{※1}の結果、本市の太陽光発電の促進エリアの面積は43.4km²、陸上風力発電の促進エリアの面積は206.7km²となっています。
- 本市のエネルギー供給は73.8%を化石燃料が占め、80%を市外からの供給に依存しており、エネルギー代金は約112億円が市外に流出しています。
出典:東北大学中田研究室「宮古市のエネルギーフロー」2020(令和2)年度
環境省「地域経済循環分析」2018(平成30)年版 ver7.0
- 再生可能エネルギー施策は、東日本大震災で、電力などの生活に不可欠なエネルギーが断たれた経験を教訓に取り組んできました。
- 2020(令和2)年10月に「宮古市気候非常事態宣言」を行い、同年11月には、2050(令和32)年までにCO₂実質排出ゼロを目指す「宮古市2050年ゼロカーボンシティ」を表明しました。
- 2022(令和4)年11月に環境省の「脱炭素先行地域^{※2}」に、2023(令和5)年4月に同省の「脱炭素重点対策実施地域^{※3}」に選定されたことにより、国の支援を受けながら、脱炭素に向けた取組を加速化させています。

※1 再生可能エネルギーゾーニング

自治体、地域住民、専門家が協力し、地域が納得できる再生可能エネルギー発電設備の導入適地を明確にすること。令和4年度・5年度の2か年で実施し、ゾーニングマップを公開している。

※2 脱炭素先行地域

2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門(家庭部門及び業務その他部門)の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、運輸部門や熱利用等も含めてそのほかの温室効果ガス排出削減についても、国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する地域。

※3 脱炭素重点対策実施地域

地域のニーズ・創意工夫を踏まえて、CO₂排出削減の取組を複合的に組み合わせ複数年にわたる意欲的な計画で加速的に実施する地域。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

- 2030(令和12)年までのCO₂排出量の削減目標を50%削減(2013(平成25)年度比、森林吸収効果を除く)と設定し、国の目標(46%)を上回る意欲的なものとしています。
- 再生可能エネルギーの地産地消を通じた地域内経済循環の創出による持続可能なまちを目指しています。
- 地域内経済循環の取組の一環として、「宮古市版シュタットベルケ※⁴」を推進しています。

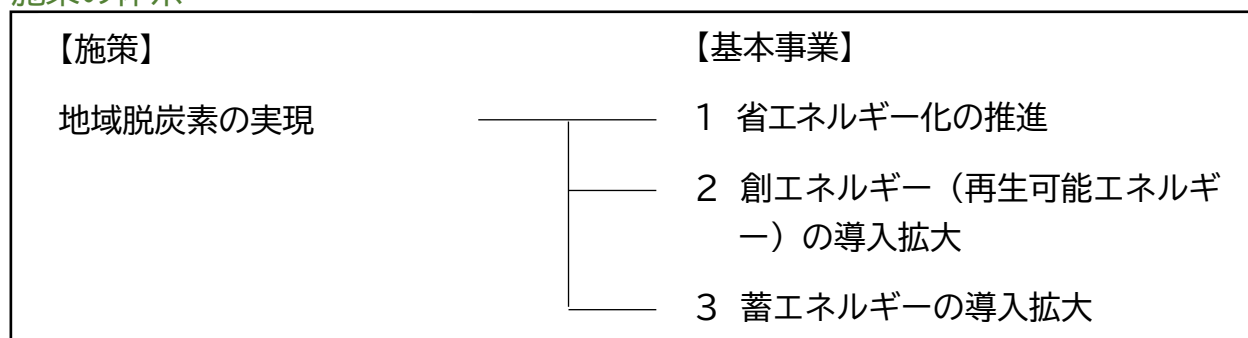
(課題)

- 地球温暖化の抑制に向けて、CO₂排出量を削減することが必要です。
- 地域脱炭素の実現に向けて、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入拡大、エネルギー利用形態の転換を推進することが必要です。
- 非常時でもエネルギーを利用できるよう自立分散型電源の導入拡大が必要です。
- 市内において再生可能エネルギーの導入拡大を進め、域外へのエネルギー代金流出を抑制することが必要です。
- 市の積極的な事業参画による「宮古市版シュタットベルケ」の拡大が必要です。
- 市民、事業者一人ひとりが脱炭素型のライフスタイルへ転換するなどの自発的な行動が必要です。
- 市民、市内事業者、市主体の地域と共生した再生可能エネルギー事業となるよう、公民連携・協働による推進が必要です。

※⁴ 宮古市版シュタットベルケ

様々な再生可能エネルギー事業に市が積極的に参画することにより得られる収益を、再生可能エネルギー基金を通じて、地域課題の解決などの財源に活用する仕組み。
ドイツの「シュタットベルケ」(自治体出資の公社)の仕組みを参考にしたもので、「シュタットベルケ」は、電力、ガス、上下水道、公共交通等公共サービスの提供を行う。民間企業の事業形態として独立して経営を行い、再生可能エネルギー事業を大きな軸に、得た収益を、収益性の低い他の事業に補填することで、安定的に運営している。

施策の体系



施策の方向

- 省エネルギー化を推進し、エネルギー総量の削減に取り組みます。
- 再生可能エネルギーの導入拡大により、地産電源の確保に取り組みます。
- 蓄エネルギーの導入拡大により、効率的なエネルギー利用、非常時のエネルギー確保に取り組みます。

【基本事業1】省エネルギー化の推進 ≪SDGs⑦⑪⑫⑬⑰≫ [総合戦略1-エ]

- 省エネルギー設備の導入及び省エネルギー建築物への転換を推進する取組を進めます。
- 市民、事業者の脱炭素に対する意識醸成と行動変容を促進する取組を進めます。

【基本事業2】創エネルギー（再生可能エネルギー）の導入拡大

≪SDGs⑦⑪⑫⑬⑰≫ [総合戦略1-エ]

- 「宮古市再生可能エネルギー推進条例」に基づき、地域主導型再生可能エネルギーの導入を進めます。
- 再生可能エネルギー事業に主体的に取り組み、事業で得た収益を活用して持続可能なまちづくりを進めます。
- 自立分散型電源の導入拡大を進めます。

【基本事業3】蓄エネルギーの導入拡大 ≪SDGs⑦⑪⑫⑬⑰≫ [総合戦略1-エ]

- 平常時の効率的なエネルギー利用、非常時のエネルギー確保のため、蓄電池の導入拡大を進めます。



第3章 安全で快適な生活環境づくり

目標指標

	指標名	参考値 2018(H30)	現状値 2023(R5)	目標値 2029(R11)
施策	①CO ₂ 排出量	409 千 t-CO ₂	365 千 t-CO ₂ (R3)	237 千 t-CO ₂
	②地域エネルギー供給率	35.1 %	50.91 % (R2)	100 %
基本事業1	③省エネルギーによるCO ₂ 削減量	—	87.25 t-CO ₂	1,127.25 t-CO ₂
	④省エネルギーによる電力削減量	—	189,690 kWh	2,550,695 kWh
基本事業2	⑤再生可能エネルギー設備導入量	22,616 kW	95,495 kW	177,933 kW
基本事業3	⑥蓄電池設備導入量	—	2,279.86 kWh	15,579.86 kWh

【目標値の考え方】

①CO₂排出量の削減を目指すもの。

②地域エネルギー供給率の向上を目指すもの。

$$\text{※地域エネルギー供給率} = \frac{\text{市内で作り出される再生可能エネルギー量}}{\text{市内で消費されるエネルギー量}} \times 100$$

③省エネルギーによる CO₂ 削減量の増加を目指すもの。

④省エネルギーによる消費電力の削減量の増加を目指すもの。

⑤再生可能エネルギー設備導入量の増加を目指すもの。

⑥蓄電池(EV等蓄電池含む)設備導入量の増加を目指すもの。

関連計画

宮古市環境基本計画

宮古市地球温暖化対策実行計画(区域施策編・事務事業編)

宮古市再生可能エネルギービジョン

宮古市再生可能エネルギー推進計画